

(別紙 2)

「オーストラリア連邦産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 11 年 4 月 5 日 11 農産第 1360 号 農蚕園芸局長通知)新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 7 のオーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(平成 17 年 1 月 14 日農林水産省告示第 70 号。以下「告示」という。) 1 の(2)に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示 1 の(1)に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア連邦内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則(平成 17 年 1 月 14 日付け 16 消安第 7708 号消費・安全局長通知)に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。 1 消毒施設 (1)告示 6 の(1)の低温処理施設は、次の条件を満足しているものとされた。 ア～ウ [略] (2)告示 6 の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされた。 ア～エ [略] (3)告示 6 の(2)のオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前に、オーストラリア連邦植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされた。 2 消毒施設の調査	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 7 に掲げるオーストラリア産のバレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット並びにミネオラの生果実に係る植物検疫の実施については、「オーストラリア連邦産バレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」(平成 4 年 5 月 6 日農林水産省告示第 517 号(以下「告示」という。))で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 (1)告示 4 の(1)の低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。 ア～ウ [略] (2)告示 4 の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。 ア～エ [略] (3)告示 4 の(2)のオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前に、オーストラリア連邦植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。 2 消毒施設の調査

改 正 後	現 行
(1) 〔 略 〕 (2) (1) の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとされた。 3 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒実施の確認 告示 7 の (3) のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 (ア) ~ (ウ) 〔 略 〕 イ 輸出検査の確認 (ア) 告示 7 の (2) の検査の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。 (イ) 〔 略 〕 ウ 〔 略 〕 (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 (ア) 告示 7 の (2) の検査の実施の確認は、生果実のこん数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。 (イ) (ア) の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、オーストラリア連邦	(1) 〔 略 〕 (2) (1) の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。 3 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒実施の確認 告示 5 の (2) のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 (ア) ~ (ウ) 〔 略 〕 イ 輸出検査の確認 (ア) 告示 5 の (1) の検査の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。 (イ) 〔 略 〕 ウ 〔 略 〕 (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 (ア) 告示 5 の (1) の検査の実施の確認は、生果実のこん数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。 (イ) (ア) の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、オーストラリア連邦

改正後	現 行
植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに <u>発送されないように措置されるものとされ</u> <u>た。</u> イ 消毒の開始の確認 告示7の(3)のイの輸出港における消毒 の開始の確認は、次により、オーストラリア 連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(オ) 〔略〕 ウ 消毒の終了の確認 告示7の(3)のイの輸入港における消毒 の終了の確認は、次により、オーストラリア 連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 告示7の封印の記号・番号を植物検疫証 明書の記載と照合するとともに、当該封印 が破られないことを確認すること。 (イ) 〔略〕 エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害 動植物、特にチユウカイミバエ及びクイン スランドミバエがないこと、イにより告示6 の消毒が開始されたこと及びウにより当該消 毒が終了されていることを確認したときは、 植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印 するものとする。なお、ウの確認により消毒 が完全に実施されていなかった場合には、当 該生果実は、オーストラリア連邦植物防疫機 関の責任により返送されるものと<u>された。</u> 4 積込み時の措置 告示8の(2)の積込み時の措置は、次のとお り<u>とられているものであることとされた。</u> (1)～(5) 〔略〕 5 こん包	植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに <u>発送されないように措置されるものとする。</u> イ 消毒の開始の確認 告示5の(2)のイの輸出港における消毒 の開始の確認は、次により、オーストラリア 連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(オ) 〔略〕 ウ 消毒の終了の確認 告示5の(2)のイの輸入港における消毒 の終了の確認は、次により、オーストラリア 連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) 告示7の封印の記号・番号を植物検疫証 明書の記載と照合するとともに、当該封印 が破られないことを確認すること。 (イ) 〔略〕 エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害 動植物、特にチユウカイミバエ及びクイン スランドミバエがないこと、イにより告示4 の消毒が開始されたこと及びウにより当該消 毒が終了されていることを確認したときは、 植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印 するものとする。なお、ウの確認により消毒 が完全に実施されていなかった場合には、当 該生果実は、オーストラリア連邦植物防疫機 関の責任により返送されるものと<u>する。</u> 4 積込み時の措置 告示6の積込み時の措置は、次のとおりとられ ているものであること。 (1)～(5) 〔略〕 5 こん包

改正後	現 行
告示 8 の (2) ただし書のごん包は、その通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られていることとされた。 6 表示 告示 1 0 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>ごん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものと<u>された</u>。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 ア PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A イ PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A ただし、コンテナの封印に表示する場合にあつては、次によるものとする。 DAFF AUSTRALIA (2) 仕向地の表示 ア FOR JAPAN イ for JAPAN ウ <u>FOR</u> <u>JAPAN</u> エ 日本向 7 輸入検査 (1) [略]	告示 6 ただし書のごん包は、その通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られていること。 6 表示 告示 8 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>ごん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものと<u>する</u>。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 ア PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A イ PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A ただし、コンテナの封印に表示する場合にあつては、次によるものとする。 DAFF AUSTRALIA (2) 仕向地の表示 ア FOR JAPAN イ for JAPAN ウ 日本向 7 輸入検査 (1) [略]

改 正 後	現 行
(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 7 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 9 の封印のない場合、告示 8 の (2) の輸送及び積み込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示 10 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) ・ (4) 〔略〕	(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 7 の封印のない場合、告示 6 の積み込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示 8 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) ・ (4) 〔略〕